

理由書

【蒲郡市金平町地区】

1 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

東三河都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成31年3月）の区域区分の方針の基本方針において、「市街化区域と市街化調整区域の境界とした地形、地物などが変化した場合には、必要に応じて区域区分の変更を行います。」（P. 東三河-21参照）としています。

2 当該都市計画の必要性

当該地区の市街化区域境界は、都市計画道路 深溝西浦線の道路端から西側20m及び都市計画道路の中心線で定義されています。

今回、都市計画道路について市域全域で見直しを行っており、当該地区の区間は、廃止予定となっていることから、市街化区域境界が不明確となるため、境界を改める必要があります。また、区域区分への影響を最小限とするため、近傍の明確な地形地物を基に定義する必要があります。

そのため、廃止する都市計画道路と同じ位置に存在する県道 深溝西浦線の道路端から西側20m及び道路中心線に定義を改めるものです。

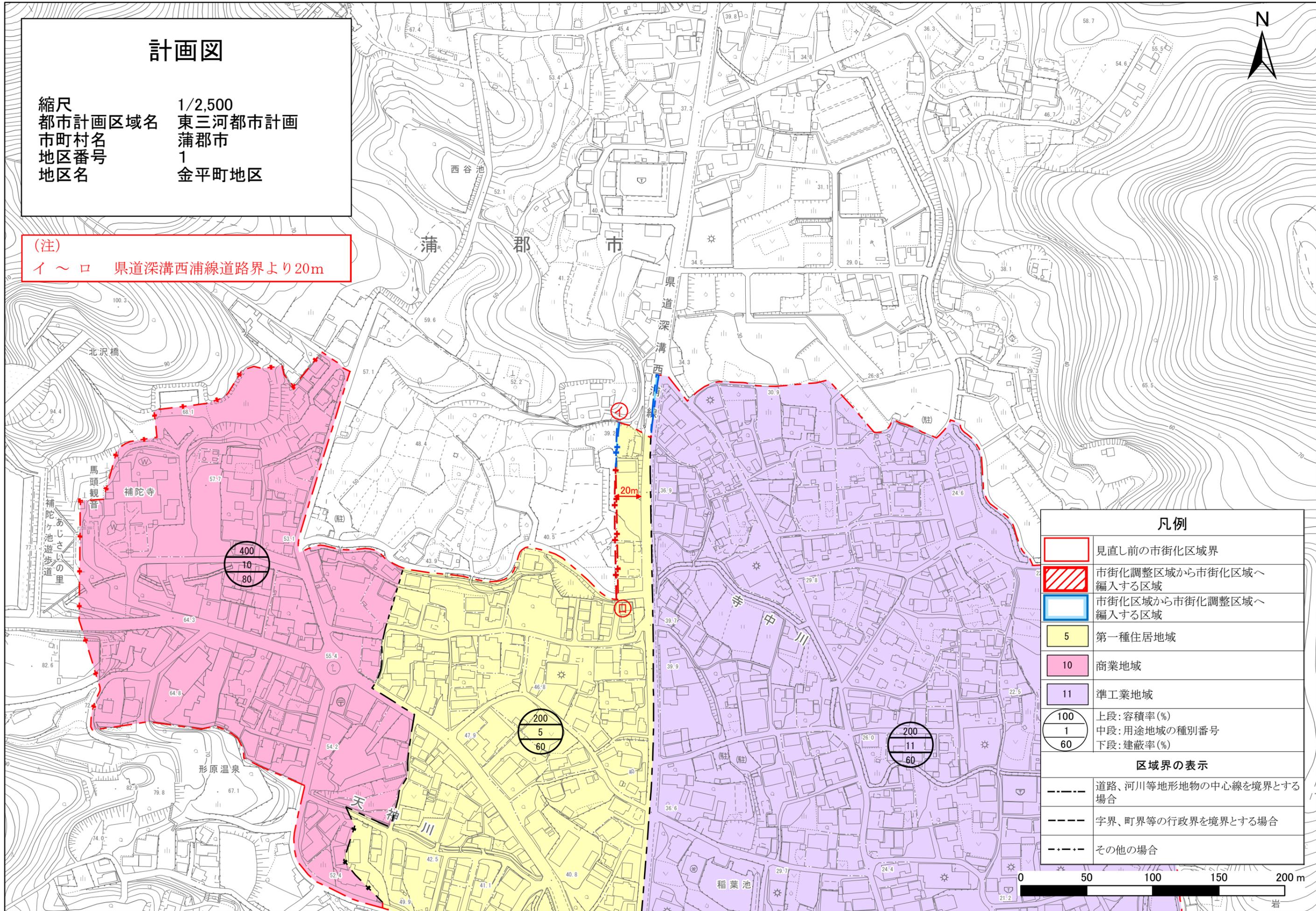
3 当該都市計画の区域、規模等の妥当性

当該地区は、上記理由により明確な地形地物を市街化区域の境界とするため、約0.01haを市街化区域へ編入し、約0.01haを市街化調整区域へ編入します。

計画図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 東三河都市計画
 市町村名 蒲郡市
 地区番号 1
 地区名 金平町地区

(注)
 イ～ロ 県道深溝西浦線道路界より20m



凡例

	見直し前の市街化区域界
	市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域
	市街化区域から市街化調整区域へ編入する区域
	5 第一種住居地域
	10 商業地域
	11 準工業地域
	100 上段:容積率(%) 1 中段:用途地域の種別番号 60 下段:建蔽率(%)
区域界の表示	
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

